表８　平成 19 年 1 月 12 日実験結果　　（添付成績書より転写）

試料名	過酸化水素（ppm）
①地下水	0.02 未満
②未殺菌処理排水	0.02 未満
③殺菌処理排水	
（殺菌槽放置貯留時間処理時間 15 分）0min（開始）*	0.02 未満
3min（中間）*	0.02 未満
③殺菌処理排水	
（殺菌槽放置貯留時間処理時間 20 分）0min（開始）*	0.02 未満
3min（中間）*	0.02 未満
④原料（水洗い無し）	0.6
⑤未殺菌処理原料（水洗い有り）	0.8
⑥未殺菌処理原料の釜揚げ製品	2.7
⑦殺菌処理原料（殺菌槽放置貯留時間 15 分）0min（直後）**	0.6
3min（中間）**	0.6
（殺菌槽放置貯留時間 20 分）0min（直後）**	0.9
3min（中間）**	0.9
⑧殺菌処理原料の釜揚げ製品	
（殺菌槽放置貯留時間 15 分）0min（直後）**	2.4
5min（中間）**	2.2
（殺菌槽放置貯留時間 20 分）0min（直後）**	3.0
5min（中間）**	2.3

*殺菌処理後の水洗い工程の開始直後及び中間時に採水

**コンベアに流れ始め直後と中間時にサンプリング

いずれの場合も原料及び未殺菌処理原料と、殺菌処理原料の過酸化水素含有量に差はないことから、殺菌処理に使用した過酸化水素は分解、除去されたと考えられた。またこのことは、殺菌処理排水中の過酸化水素が定量限界未満であったことからも裏付けられると考える。(300g の生シラスに噴霧される過酸化水素量を求めると、噴霧量は原料 1t あたり 20L なので、300g÷1000kg×20L＝6mL である。噴霧液は 3%過酸化水素水なので、噴霧した過酸化水素量は 6mL×3÷100＝0.18 g である。更に、洗浄水に含まれる過酸化水素濃度を求めると、過酸化水素水を噴霧した生シラス 300g を 2L/秒で 5 秒洗浄するので、洗浄水の総量は 10L となり、洗浄水に含まれる過酸化水素の割合は 0.18 g ÷10L＝18μg/mL となる。したがって、過酸化水素が分解されずに、洗浄水で希釈されただけであったなら、18μg/mL の過酸化水素が検出されることとなる。しかし、殺菌処理排水に過酸化水素が含